令和3年市議会6月定例会における西濵和博議員の一般質問特集！

新風
第４号
発行年月日
2021年7月吉日
発行
西濵和博後援会
CIVIC PRIDE

西濵議員が一般質問に登壇し、今回は次の4項目に関し、市に対して様々な視点での提案及び要望を行いました。西濵議員の政治家としての想いも紹介します。

1.学校施設のバリアフリー化

質問　本年4月以降に新築等される公立小中学校については、改正後の法令への対応が必要となりバリアフリー化が義務化される。一方、既存施設に対してのバリアフリー化は任意とされている。しかし、法令改正の背景や趣旨、この制度設計の目指すところ、さらに参議院での附帯決議を踏まえると、新築の場合のみならず、既存の学校施設においても、積極的なバリアフリー化を推進する必要があると捉えている。既存の学校施設のバリアフリー化に対する教育部長の見解を伺う。

教育部長の答弁　既存の学校施設も、車いす使用者用トイレやスロープ、エレベーターの設置などのバリアフリー化の整備を推進、加速していくことが必要と認識している。

質問　学校施設のバリアフリー化を計画的に進めていくためには、係る整備計画づくりが求められる。「バリアフリー化整備計画」の策定を提案するが、これに対する教育長の考えを伺う。

教育長の答弁　バリアフリー化の整備計画策定に取り組んでいくとともに、その策定手法も研究検討していきたい。今後も学校施設のバリアフリー化に取り組み、人に優しい学校施設づくりに努めていきたい

要望

・整備計画の策定にあたっては、当事者である児童生徒の声はもちろんだが、地域の障がい者、高齢者、妊婦さん等のご意見が生かされるよう、その参画のあり方に十分配慮をお願いする。
・本市では、体の不自由な方や高齢者、ちいさな子供がいる方など、多くの方が安心して外出できるためのサポートとして「やつしろバリアフリーマップ」というものを作成している。
学校施設は地域の防災拠点であり、災害時の避難所としての役割を果たす施設であることから、学校施設も「やつしろバリアフリーマップ」に追加していただきたい。

【西濵議員の想い】
・学齢期において、「障がいのある子ども」と「障がいのない子ども」が一緒に過ごせる学校になれば、共生社会とか多様性を認め合うとかいう言葉を、あえて使わなくとも、人を人として互いに尊重しあえる未来を創れるのではないかと思います。
・今回の「学校施設バリアフリー化推進指針」の改定では、学校施設の整備は一人ひとりに対応したサポート体制と連携させることが重要とされており、ハード面と併せて、人的支援も含めたソフト面の整備も求められています。
・また、6月11日に成立した「医療的ケア児支援法」では、保護者の付き添いがなくても適切な支援を受けられるよう、学校等に看護師の配置等の支援を求めるものとなっています。
教育委員会には、このことも含めて一層の取り組み、取り計らいをお願いするものです。
・八代市内のどの学校にあっても、障がいの有無に関わらず、誰もが平等に学べる学び舎になっていくことを心から願っています。

4.防災・福祉政策のさらなる充実を！

質問
・東日本大震災から10年、平成28年の熊本地震から5年が経過し、令和2年7月豪雨から1年という節目を迎えようとしている。我が国の災害は、近年、頻発化・激甚化しており、将来的にもより激甚化すると予想される大規模地震など、各種の災害リスクの高さを意識した対策を考えていかなければならない。
このようなことから、災害発生後の被災者支援の新たなあり方等に焦点を当て、防災と福祉の連携という視点も含めて提案をする。
・鳥取県では平成29年7月「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を改正し、被災者一人ひとりに寄り添った復興支援体制を構築し、支援する「災害ケースマネジメント」を全国で初めて条例に位置づけ、恒久制度としている。
・鳥取県の先進的な取組を参考に、熊本県に対し同様の趣旨の条例の制定を提案していただきたい。

総務企画部長の答弁　鳥取県が示されている「災害ケースマネジメント」の考え方は大変重要なものと認識。市として取り組むべき内容を精査したうえで、県との意見交換を行ってまいりたい。

質問　鳥取県では、災害に備え、有事型ではなく平時からの体制整備として、本年4月「鳥取県災害福祉センター」を県社会福祉協議会内に設置している。被災者の個別事情を踏まえて生活再建などを支援する「災害ケースマネジメント」の普及や、福祉専門職によるDCAT(災害派遣介護チーム)の派遣体制の整備がなされる。これにならい、熊本県に対しこの仕組みを検討してもらうよう要望していただきたい。

健康福祉部長の答弁　令和2年7月豪雨で本市も甚大な被害を受け、今後の異常気象等により、いつ同じような災害が発生してもおかしくない状況にあることから、鳥取県のように災害に備えた平時からの体制整備を、県に検討をお願いしていきたいと考える。

質問　「災害ケースマネジメント」による被災者支援のあり方は非常に有効な手法と認識している。
基礎自治体において、有事に即応できる「災害ケースマネジメント」の実施体制を平時から構築することができればこの上ない強みとなる。そこで、社会福祉法の改正による新たな事業「重層的支援体制整備」を手掛けておけば、災害発生時にもこの体制を機動的に活用することができる。この提案に対する見解を健康福祉部長に伺う。

健康福祉部長の答弁　庁内の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも協議を重ね、本市の実情に応じた重層的支援体制の構築を今後検討する必要があると考えている。

【西濵議員の想い】
思い返しますと、熊本地震発災に伴い、熊本県におかれましては、県社会福祉協議会及び被災地の社会福祉協議会のご協力のもと県内の被災地に「地域支え合いセンター」を設置され、被災者支援に大きく貢献してこられました。当時設置されたこの「地域支え合いセンター」は、一定の役割を終えたとして本市においても令和2年3月に撤退となりました。
そのわずか3ヶ月後、八代市は未曾有の令和2年7月豪雨に襲われます。これを受け、熊本県が再び地域支え合いセンターを本市に設置されるまで、3ヶ月の時間を要しました。
県におかれては、最大限の支援に全力を注いでいただいたところですが、このような経験からも、私は、平時からの防災対策の重要性を痛感した次第です。
災害の多い日本において、これからのあり方として「先手を打つ災害対応」を実現していく必要があるとの思いから、今回、「鳥取県モデル」の提案をさせていただきました。
これからの災害対応とは、“決して災害が発生してから始まるのではなく、平時から災害に遭いにくく、あるいは災害に遭っても被害を最小化できる空間・インフラを備え、人的対応の準備・訓練を行うことが重要”であると考えます。

2.家族の介護をする子どもたちに目を向けて

質問

・ヤングケアラーについて法令上の定義はないが、一般社団法人日本ケアラー連盟によると、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うような責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子どもをいう」と説明されている。

・本年4月12日、厚生労働省は「ヤングケアラー」に関する初の全国的な調査結果を公表した。その中で、ヤングケアラーに該当するとみられるのは、中学2年生では約6%、17人に1人の割合で、例えるとクラスに2人程度。また、高校2年生では約4%、24人に1人程度がヤングケアラーに該当するとみられる。

・福祉、介護、医療、教育等の関係部署が適切に連携し、ヤングケアラーを支援していくために、社会福祉法の改正により新たに創設された「重層的支援体制整備事業」を活用した組織体制の構築を提案するが、執行部の考えを伺う。

健康福祉部長の答弁

現在「八代市要保護児童対策地域協議会」において、福祉関係、医療保健関係、教育関係等の様々な機関と横断的に要保護児童及びその家庭に関わり支援を行っているが、ヤングケアラーの早期発見機能の更なる強化が必要である。

今後「重層的支援体制整備事業」の活用に関して情報収集及び調査・研究を行い、ヤングケアラーの適切な対応につなげていきたい。

質問

・変わりゆく家族の形が今の社会に限界をきたしている中で、子どもが出すＳＯＳのサインを受け止めきれていない現状を、ヤングケアラーの問題は象徴しているともいえる。

・本市においては、すべての児童生徒にタブレット端末を既に配布されている。そこで、子どもが一人では解決できない困難を抱えたり、困窮する場面におかれた場合、この端末を利用し、SOSの発信が直接児童相談所へアクセスできるシステムの構築を提案する。
この考えに対する福祉政策の視点での見解を健康福祉部長に伺う。

健康福祉部長の答弁　SOSを直接児童相談所へアクセスできるシステムの構築は、様々な悩みを抱えている子どもを早期発見する手段が増えることにつながると考える。今後、タブレット端末の活用に関して、教育委員会、児童相談所等の関係機関と協議・検討していきたい。

3.生活に困窮する方への携帯電話等の貸出を提案

質問

・国は令和2年11月、デジタル格差に関する実態調査を実施した。この実態調査は「生活困窮者の就労支援を通じた地域づくりに向けた実践的調査研究報告書」というタイトルでとりまとめられているが、固定電話、携帯電話、スマートフォンのいずれの通信機器も保有していない方は、支援を求める相談者全体の概ね5%にあたると報告している。
さらに、総務省の「令和元年通信利用動向調査」によると、年収200万円未満の世帯において、固定電話・携帯電話・スマートフォンを保有していない割合は、それぞれ、約32%、約52%、約47%となっている。

・本市の防災行政を担っている担当部署においては、固定電話・携帯電話・スマートフォンのいずれも保有していない世帯は、市内に約2800世帯あると推計している。
生活困窮者の中には、様々な事情から携帯電話やスマートフォン等の通信機器を所有したくても持てない方がいらっしゃるものと推察する。そのようなことも汲みした上で、国が目指すデジタル・インクルーシブ社会の実現に向けて、情報通信機器を所有していない困窮者に対し、携帯電話等の貸出しによる支援策を新たに講じていただけないか、本市の考えを伺う。

健康福祉部長の答弁

困窮生活から脱却するためには、何よりも早期に就労することが重要だと考えている。そのためには、携帯電話やスマートフォン等の通信機器の所有は必要であると認識している。実施している団体の取組み内容を調査し、携帯電話等の貸出し支援が可能か検討する。

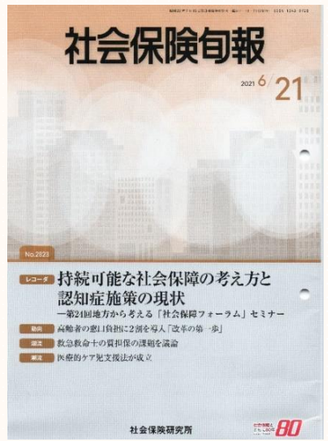

西濵議員のこれまでの活動が、全国誌で紹介されました！

潮流『避難所における感染対策。災害発生に事前の備えが必要』(令和3年6月21日発行)

【西濵議員の想い】

・国が今回、初めて行った実態調査では、ヤングケアラーが世話をする対象は、障がいや病気の親、祖父母幼いきょうだいなど様々でその時間は、平均で１日４時間、７時間以上も１割を超えています。時間が長いほど、宿題が出来なかったり、学校で１人で過ごすことが多かったりする割合が多くなっている傾向があります。

・そして、ケアのことを学校の先生などを含め周りに相談した子どもはあまりいません。子どもが家族をケアすること自体は否定するものではありませんし、ヤングケアラー自身家族としての責任と思っているケースも多いように感じます。

・子どもが家族の世話をすることは古くからあることで、美徳とされてきた面もあります。しかし、悩みを相談できず取り残されたように感じ、同世代から進学や就職で遅れていく現実は、不条理な面もあると感じます。ヤングケアラーの最大の問題は、ケアや家事の時間によって、学習や同世代の子どもとの交流の時間を失い、取り残され、成長の機会を損ねるリスクがあることです。一方で、ヤングケアラーが子どものうちは、自分が支援されるべき対象だと当事者自身が認識できる状況にありません。そのことも古くからある問題なのに支援が遅れた原因だと思われます。

・社会問題として最近クローズアップされてきたのは、大人になった元ヤングケアラー達が、自身の体験をようやく語り始めたことも大きいと感じます。
「その程度のことは、子どもがやって当たり前じゃない」と感じる人もいると思います。しかし、この問題は、超高齢化・少子化が今後も進展する中で、深刻になることはあっても、放置して改善することはありません。

・ヤングケアラーをどう支援するかは、私たちの社会に介護やケアをどう位置付け、持続可能な形にしていくかという分野にも問いかけしていると感じます。

・是非、私が提案した社会福祉法の改正により、本年4月に創設された「重層的支援体制整備事業」を活用し、本市の体制を早期に整備されることを改めて願うものであります。

本会報誌は後援会役員メンバーで編集しており、また挿絵も役員の手描きのイラストを使用しています。

討議資料　西濵和博後援会事務所　八代市上日置町4791番地1　アレンタワー新八代1階103号　TEL：050-1568-6841